

令和8年2月13日

四万十市長 山下 元一郎 様

四万十市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 曾根 寧 之



行政情報の非公開決定に係る審査請求に関する諮問（令和7年度諮問第1号）について（答申）

令和7年12月1日付け7四総第237号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 第一 審査会の結論

四万十市長（以下「実施機関」という。）が令和7年10月16日付けで行った行政情報非公開決定（7四企第278号）は、妥当である。

### 第二 審査請求の経過

- 1 令和7年10月7日、審査請求人は、実施機関に対し、四万十市情報公開条例（平成17年四万十市条例第13号。以下「条例」という。）第7条の規定により、情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和7年10月16日、実施機関は、条例第11条第3項の規定により、行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和7年11月18日、審査請求人は、本件処分についてこれを不服として、条例第15条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年11月21日、実施機関は、四万十市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年四万十市条例第2号。以下「審査会条例」という。）第8条の規定により、弁明書を提出した。
- 5 令和7年11月28日、審査請求人は、審査会条例第8条の規定により、実施機関の提出した弁明書に対する反論書を提出した。
- 6 令和7年12月1日、実施機関は、条例第17条の規定により、本件審査請求について、四万十市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。
- 7 令和7年12月1日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、審査請求人及び実施機関の職員から意見を聴いた。
- 8 令和7年12月16日、審査会は、審査会条例第6条の規定により、実施機関に資料の提出を依頼した。
- 9 令和7年12月17日、審査会は、実施機関から資料の提出を受けた。

- 10 令和7年12月25日、審査会は、審査会条例第7条の規定により、実施機関の職員の意見を聴いた。

### 第三 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、概ね次のように主張している。

#### 1 審査請求書における主張

審査請求人は、審査請求書において、四万十市（以下自治体名を示す場合のみ「市」とする。）と学校法人京都市育英館（以下「学校法人」という。）が締結した「（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置・運営に関する基本協定」の解除（以下「基本協定の解除」という。）について、市と学校法人とが合意した協議記録の公開を求め、その理由は以下のとおりである。

- (1) 基本協定の解除に係る市の意思決定の内容が明らかにされないまま訴訟を起しており、市民が公正な判断をできない状況になっている。
- (2) 公文書の管理は、市は行政に関する市民への説明責任や、第三者や議会が検証可能とするために必要なものである。
- (3) 基本協定の解除についての起案文書には「見解の相違から合意が困難であったが、度重なる協議により合意を得ることができた」と記載があることは、その協議記録は行政文書として市民の財産である。

#### 2 反論書及び意見陳述における主張

審査請求人は、反論書において、過去の行政処分との整合性、関連文書の記述内容、並びに公文書管理の原則に照らせば、当該文書が不存在であるとする主張は不合理かつ不自然であると主張し、その理由等は以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、過去の行政情報公開請求に対し、行政情報一部公開決定通知書（5四企第91号 令和5年5月29日付）を發出している。当該決定において、基本協定の解除に関する資料の一部を四万十市情報公開条例第9条第1項第2号（法人等の事業運営に不利益を与える情報）に該当するとして非公開とすることを判断している。このことは、当然にその対象となる文書が現に存在し、その内容を確認・精査していなければ、その内容が「法人の不利益になる」と判断することはできない（以下、当該主張を「行政情報一部非公開決定に付随する主張」という。）。
- (2) 7億円余りの公費が投じられた事業の契約解除という極めて重大な意思決定において、「度重なる協議」が行われたにもかかわらず、その記録が一切残されていないというのは、行政事務の慣行として極めて不自然である。また、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨（意思決定過程の記録）に照らしても、協議の経緯を示す文書が作成・保存されていないことは不当である。
- (3) 市の作成した復命書（令和6年4月22日作成：出張目的 学校法人京都市育英館へ補助金の取扱いについての報告）及び反訴状（令和7年8月12日学校法人提出）の内容からも、具

体的な条件闘争を含む詳細な「協議」が存在したことは明らかであり、口頭のみで処理されたとは考え難い。

#### 第四 実施機関の主張要旨

実施機関は、概ね次のように主張している。

##### 1 弁明書における主張

- (1) 審査請求人から提出のあった情報公開請求の対象となる行政情報は、基本協定の解除に係る市及び学校法人との間において行われた協議記録等の行政情報を指していると認識している。
- (2) 市と学校法人との基本協定の解除に係る協議について、口頭でのやり取りはあったが、学校法人が当初解除に合意しなかった理由、その後基本協定の解除について協議した記録、最終的に基本協定の解除に合意した協議記録等の行政情報は存在していない。
- (3) 該当となる行政情報を検索したが、不存在であったため、本件処分を行った。

##### 2 意見陳述における主張

- (1) 市と学校法人とのやり取りについて、双方が出席した会議で重要なものについては協議録を作成したことはある。しかし、学校法人との基本協定書には「学部の設置が不可能になった場合は協定を解除する」と規定されており、大学誘致を断念した時点で必然的に協定は解除することになると理解している。そもそも、解除に係る協議は事務的なことが主で、電話等による協議が主であったことから協議録は作成していない。
- (2) 基本協定の解除に係る起案文書（起案日R5.3.15 標題：(再)学校法人京都育英館との基本協定の解除について）に記載のある度重なる協議（以下「度重なる協議」という。）とは、基本協定の解除に関する協議と整理しており、その後の断念通知（令和4年11月21日付 4四企第495号 以下同じ。）の内容修正に関する協議は別物と考えている。このため、断念通知に関する協議に係る行政情報は、本件請求の対象外であると判断した。しかし、実際には断念通知に関する協議として市と学校法人の担当者同士でのメールのやり取りがあり、当該情報について情報公開請求が行われると、公開可能な行政情報が存在することになる。
- (3) 本件処分に際し、本件請求の内容に該当する行政情報の検索については、紙ベースの確認、市のサーバーの中に保管されているデータの確認、当時の担当への聞き取りを行い、不存在であることを確認した。
- (4) 審査請求人の「行政情報一部非公開決定に付随する主張」については、基本協定解除の起案を情報公開するにあたって、添付資料の基本協定書と解除合意書に押された学校法人の印影を「法人に不利益を与えるもの」として一部非公開とした。このことをしっかりと説明していれば、審査請求人には違った見解を持たれていたかもしれない。

#### 第五 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、「市民の知る権利として、市民が市の保有する情報の公開を求める権利を保障することにより、市政への参加を促進し、市民と市との信頼関係を深め、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的」として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

### 2 本件審査請求について

本件請求は、審査請求人が「基本協定の解除について、市と学校法人が解除に合意した協議記録」の公開を求めたものである。

これに対し、実施機関は、「行政情報不存在」として本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、過去の情報公開請求によって取得した行政情報の記述内容や公文書管理の原則に照らせば、当該文書が不存在であるとする主張は不合理かつ不自然であるとの主張から、本件審査請求を行ったものである。

### 3 本件審査請求に係る行政情報の存否について

本件審査請求の対象となる本件処分は、本件請求に係る行政情報である「基本協定の解除について、市と学校法人が解除に合意した協議記録」について、実施機関が「行政情報不存在」として非公開決定を行ったものであることから、審査会においては、当該行政情報が存在するか否かについて検討する。

審査請求人は、「行政情報一部非公開決定に付随する主張」のほか、市の重大な意思決定において度重なる協議が行われたにも関わらず、その記録が一切残されていないのは、行政事務の慣行として極めて不自然であり、市の作成した復命書等の記載内容からも、市と学校法人との間において詳細な「協議」が存在したことは明らかであり、口頭のみで処理されたとは考え難いと主張（以下、当該主張を「行政情報が不存在であることは不自然であるとの主張」という。）しているが、その主張を裏付ける具体的な根拠は示されていない。

一方、実施機関は、本件請求に係る行政情報は、基本協定の解除に係る市及び学校法人との間において行われた協議の協議記録等の行政情報を指していると認識しており、当該協議は口頭でのやり取りはあったが、協議記録等は作成していない、また、本件請求に係る行政情報について、様々な方法で検索を行ったがその存在を確認できなかった。更に、審査会からの依頼に基づき提出した資料（「大学誘致断念後の経過」と題する資料：断念通知に関する学校法人とのメールでのやり取り。以下「断念通知に係る協議記録」という。）については、基本協定の解除についての協議ではなく、あくまでも断念通知に関する協議であることから、本件請求の対象である「四万十市と学校法人が解除に合意した協議記録」に該当する行政情報ではないとし、本件請求の対象外であると主張している。

審査会としては、審査請求人の主張、実施機関の主張、協定解除起案及び実施機関提出資料の内容に基づき検討を行ったところ、本件請求に係る行政情報である「基本協定の解除について、

市と学校法人が解除に合意した協議記録」と断念通知に係る協議記録とは別物であり、また審査請求人の「行政情報が不存在であることは不自然である」との主張を肯定することにつながるような事実を認めることができない以上、合理的な根拠もなく、実施機関の主張を覆す判断を行うことはできないと判断する。

よって、審査請求人が公開を求める「基本協定の解除について、市と学校法人が解除に合意した協議記録」については、存在しないと認めるのが相当である。

なお、審査請求人の「行政情報一部非公開決定に付随する主張」についての審査請求人及び実施機関の主張を総括すると、一部非公開部分についての双方の認識に相違があり、そのことが本件審査請求に至った一つの要因であったのではないかと推察されるが、このことは、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

#### 5 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。